

毎週月. 水. 金曜日発行

富山県報

令和 7 年 8 月 13 日

水 曜 日

第5411号

目 次

告 示

- 遊漁規則の変更の認可 1

公営企業管理規程

- 富山県企業局の契約に関する規程の一部を改正する管理規程 4

公 告

- 開発行為の工事完了 6

- 農地を利用する権利の設定の裁定 7

告

示

富山県告示第332号

遊漁規則の変更の認可について

漁業法（昭和24年法律第 267号）第 170条第 3 項の規定により、令和 7 年 7 月 29 日付けで遊漁規則の変更の認可をした漁業権者の名称その他の事項は、次のとおりであるので、同条第 7 項の規定により公示する。

令和 7 年 8 月 13 日

富山県知事 新 田 八 朗

漁業権の 免許番号	漁業権者の住所及び名称	認可に係る 変更の内容	変更後の遊漁規則 の施行の日
内共第 3 号	下新川郡入善町高畠3806-7 黒部川内水面漁業協同組合	別記 1	令和 7 年 9 月 1 日

別記 1

黒部川内水面漁業協同組合内共第 3 号第 5 種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように改正する。

（遊漁区域・期間等）

第 4 条第 1 項の表中

ア 魚種	イ 漁法	ウ 統数	エ 区域	オ 期間	カ 尾数
あゆ かじか	毛針釣（餌釣 りを含む）、 友釣、手釣 てんから網 投網	制限なし	内共3号 全域	6月16日から11 月30日までの間 （10月1日から 10月10日までを 除く。）で組合 が定めて公表す る期間	

を

ア 魚種	イ 漁法	ウ 統数	エ 区域	オ 期間	カ 尾数
あゆ かじか	毛針釣（餌釣 りを含む）、 友釣、手釣 てんから網 投網	制限なし	内共3号 全域	6月1日から11 月30日までの間 （10月1日から 10月10日までを 除く。）で組合 が定めて公表す る期間	

に改める。

富山県告示第333号

遊漁規則の変更の認可について

漁業法（昭和24年法律第 267号）第 170条第3項の規定により、令和7年7月29日付けで遊漁規則の変更の認可をした漁業権者の名称その他の事項は、次のとおりであるので、同条第7項の規定により公示する。

令和7年8月13日

富山県知事 新 田 八 朗

漁業権の 免許番号	漁業権者の住所及び名称	認可に係る 変更の内容	変更後の遊漁規則 の施行の日
内共第14号	射水市広上2909 庄川沿岸漁業協同組合連合会	別記1	令和7年9月1日

別記1

庄川沿岸漁業協同組合連合会内共第14号第5種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように改正する。

(遊漁期間)

第4条第1項の表中

魚種	期間
あゆ	6月16日から11月30日までの間（10月1日から10月10日までを除く。）で連合会が定めて公表する期間
さくらます	4月1日から6月15日まで

を

魚種	期間
あゆ	6月1日から11月30日までの間（10月1日から10月10日までを除く。）で連合会が定めて公表する期間
さくらます	3月1日から5月31日まで

に改める。

富山県告示第334号

遊漁規則の変更の認可について

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、令和7年7月29日付けで遊漁規則の変更の認可をした漁業権者の名称その他の事項は、次のとおりであるので、同条第7項の規定により公示する。

令和7年8月13日

富山県知事 新田 八朗

漁業権の 免許番号	漁業権者の住所及び名称	認可に係る 変更の内容	変更後の遊漁規則 の施行の日
内共第10号	富山市丸の内1丁目6-1 富山漁業協同組合	別記1	令和7年9月1日

別記1

富山漁業協同組合内共第10号第5種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように改正する。

(遊漁の方法等)

第4条第1項の表中

ア 魚種	イ 漁法	ウ 区域	エ 期間	オ 統数	カ 尾数
あゆ	毛針釣	漁場全域	6月16日から11月15日までの間（10月1日から10月15日までを除く。）で組合が定めて公表する期間		
	友釣				
	投網				
	てんから網		9月1日から11月15日までの間（10月1日から10月15日までを除く。）で組合が定めて公表する期間	1300統	
	ころころ釣				

を

ア 魚種	イ 漁法	ウ 区域	エ 期間	オ 統数	カ 尾数
あゆ	毛針釣	漁場全域	6月1日から11月15日までの間（10月1日から10月15日までを除く。）で組合が定めて公表する期間		
	友釣				
	投網				
	てんから網		1300統		
	ころころ釣				

に改める。

~~~~~

# 管 理 規 程

~~~~~

富山県企業局の契約に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定め、公表する。

令和7年8月13日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県公営企業管理規程第7号

富山県企業局の契約に関する規程の一部を改正する管理規程

富山県企業局の契約に関する規程（昭和63年富山県公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第8号中「及び契約保証金の処分」を「、契約保証金の処分、履行の追完、代金の減額及び契約の解除」に改め、同項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

第6条中「契約金額」の次に「（普通財産及びインターネットを利用した物品の売払いに係る入札の場合にあつては予定価格とし、長期継続契約の場合にあつては契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額とする。第13条において同じ。）」を加える。

第7条第2号中「及び資金運用部資金法（昭和26年法律第100号）第7条第1項第9号に規定する金融債」を削る。

第8条第1号中「契約者」を「契約の相手方（以下「契約者」という。）」に改め、同条第2号中「保証会社」を「保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関」に改める。

第14条第2項ただし書中「契約金額」の次に「（長期継続契約の場合にあつては、契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た額とする。）が」を加え、「ものについては、」を「契約又は契約書で毎月の支払額を定めている契約にあつては」に改める。

第20条中「一般競争入札に参加しようとする者」を「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の7第1項の規定により一般競争入札に参加しようとする者」に改め、「契約金額」の次に「（長期継続契約に係る入札の場合にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）」を、「100分の5」の次に「（普通財産及びインターネットを利用した物品の売払いに係る入札の場合にあつては、予定価格の100分の10）」を加える。

第21条中「一般競争入札に参加しようとする者」を「自治令第167条の7第2項の規定により一般競争入札に参加しようとする者」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) インターネットを利用した物品の売払いに係る入札を管理する事業者の保証
保証金額

第22条第2号中「入札に参加しようとする者が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、」を「自治令第167条の5の規定により定める資格を有するものによる一般競争入札に付する場合において、落札者が」に改める。

第23条第1項中「直ちに」を「遅滞なく」に改める。

第25条第2項中「（入出力装置を含む。次条第3項及び第27条第7号アにおいて同じ。）」を削り、同条第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 契約担当者は、普通財産の売払いに係る入札その他知事が別に定める契約に係る入札を行う場合は、前2項の規定にかかわらず、当該入札の執行前にその予定価格を公表することができる。

第26条第3項中「とともに、前項の入札保証金納付証明書を指定の場所に指定の日時までに提出して」を「ことにより」に改める。

第34条各号列記以外の部分中「第25条第3項及び第4項」を「第25条第4項及び第5項」に改める。

附 則

この管理規程は、公表の日から施行する。

公 告

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和7年8月13日

富山県知事 新 田 人 朗

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市鷺塚722番2、722番5、722番8及び722番9			富山市金泉寺 559番地 1D-room 金泉寺 105号	小西 聖弥、 小西 紗良

農地を利用する権利の設定の裁定

下記農地について、農地法（昭和27年法律第 229号）第41条第 2 項において読み替えて準用する同法第39条第 1 項の規定に基づき、利用権を設定する裁定をしたので、同法第41条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 7 年 8 月 13 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積
射水市作道 669番 1	田	1,744㎡

2 農地を利用する権利の内容等

所在及び地番	内容	農地を利用する 権利の始期	存続 期間	借賃に相当する 補償金の額
射水市作道669番 1	利用権	令和 7 年12月31日	5 年	25,375円

3 農地を利用する権利が設定された農地間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人 富山県農林水産公社 理事長 佐藤 一絵
富山市舟橋北町 4 番19号

4 農地の所有者等の情報

登記名義人 青山 幸明

5 補償金の支払の方法

当該農地を利用する権利の始期までに富山地方法務局高岡支局に供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は富山地方法務局高岡支局において、補償金の還付を受けることができる。

